

北海道行政書士会十勝支部

とがち

支部だより

令和2年5月号

今年度の施策

北海道行政書士会 十勝支部
支部長 谷川 秀治



先日の定時総会において、任期折返し点に入りました。
昨年は、平成から令和へと、まさに時代が移り変わるかのように、「コロナ騒動」というのも時代の変化への暗示なのではないかと思うこの頃です。
こうした中、令和2年度の十勝支部定時総会が行われ、会員の皆さまにはマスク姿で議事に参加していただき大変な中においても、活発に議論がなされたことに感謝する次第であります。
今年度の十勝支部は、支部設立から60周年を迎えます。この周年事業については、単なるお祭りではなく、「行政書士」は、街の「身近な法律家」として住民の皆さんに寄り添うことのできるよう、昨年度帯広市と管内19町村広域連合と防災協定を結んだことを契機に、地域で役立つような事業を実施したいと考えております。
この他にも、今年度は道東4支部の合同研修会が当番支部として実施が予定されています。また、ITやAIの時代で「土業」の世界が変化することを見据え、行政書士の業務に関する勉強会を昨年より多く開催し、これには多くの会員の皆様に参加していただきたいと切に願うところであります。
執行部を代表し、今年度の施策の概要に触れつつ、御挨拶とさせていただきます。

令和2年度 定時総会を終えて



4月18日(土)午後4時から、ホテルグランテラス帯広において、令和2年度「北海道行政書士会十勝支部」の定時総会が開催されました。

コロナウィルスの感染拡大を受け、国の非常事態宣言が発令された中での開催となり、感染予防の策を出席の会員の皆さんにもお願いし、恒例となっている北海道行政書士会会長のあいさつもビデオメッセージとなったことから、いつもより緊張度合いの高い総会となりました。

総会について、当日の十勝支部会員数は118人(定足数59人)であり、出席者23人、委任状提出60人の計83人であったことから、

総会成立が確認され、医王田勝美会員を議長に選出し、開始されました。

質疑は、昨年度の執行から今年度に向けた取組み等も踏まえ、次のような討議がなされました(質疑概要は、議案書順に記載)。

- ①防災協定の「災害」の定義は何か。
➡地震、台風、洪水等の自然災害に限定している他、罹災証明等の行政手続に支援の範囲は限定されている。
- ②業務研修会に都合で参加できない場合、資料を配布してもらうことは可能か。
➡対応することは可能である。
- ③監察情報提供に関し、「非行政書士行為」の調査結果は公表されているか。
➡対外文書の公表はしていない(十勝支部だより1月号4面に概要記載済)
- ④行事の参加者を増やす工夫はどのように？
➡文書案内だけにとどまらず、理事からの直接声かけを行う等で対応している。
- ⑤周年事業が項目として挙げられていないのはなぜか。
➡祝賀会等の実施に代え、実利的活動として執行部で検討を重ねたところ、総務部の社会貢献活動として方針を打ち出したものである。
- ⑦それが「地域防災支援態勢の充実」に現れているとしたら、どのような事業となるか。
➡混乱した支援会場において、行政書士と一目でわかるよう、ユニフォームで統一を図るための物品整備がひとつ。
限られた予算の中で、全十勝的な視点での施策実行に活用してもらえよう、消防組合等への寄附事業を検討している。
- ⑧(意見として)防災協定による支援員派遣等の取組みでは、北海道会からの支援に頼るだけでなく、十勝支部独自で予算計上する、基金からの支出を見込む等の方策をとる必要があると思う。今後検討されたい。
以上のような質疑がなされ、次年度の事業がより円滑に実施できるよう補強されました。
討議の末、平成31(令和元)年度活動報告、同決算及び令和2年度活動計画、同予算が承認されました。
この他には、ご本人の一身上の都合により理事業務遂行が困難となった堀田雅思会員の理事退任と、後任に圓尾智裕会員を補

充する旨の承認がなされました。

当支部では、会員の出席を得て総会が開催できたことは、他の支部が軒並み書面決議になったことを鑑みると、稀有なことであり、幸運なことでもあると感じました。

この1年、コロナ騒動の収束はもちろん、十勝支部の活動がこれまで以上に活発となること、また、多くの会員には、その活動への参加をいただけることを祈らずにはいられない総会となりました。

～～～令和2年度執行部体制～～～

支 部 長	谷川 秀治
副 支 部 長	佐藤 芳夫、目崎 達雄、 宮澤 英雄
総 務 部	戸谷 貞夫、圓尾 智裕
業務研修部	明正 誠、鈴木 博
広報監察部	渡部 亮介、鈴木 政昭

新入会員の増加、拡大多様化する士業情勢に対応するためには、執行部も臨機に対応できるよう、任期中多くの担当部署を経験することが望ましいとの判断から、事務分掌の変更を行いました。

昨年までと変わらぬ…、いえ、これまで以上に会員の皆様とのパイプが太くなるよう努めたいと思います。御協力のほど、お願いいたします。

行政書士記念日相談会



2月22日(土)、とかちプラザ大集会室において、「行政書士記念日無料相談会」が開催されました。

当日は曇り空で、午後からは雪が降り出すあいにくの天気でしたが、相続や遺言手続といった身近な法律問題など、相談開始前からお客様がいらっしやいました。

また、恒例となりつつある、日本政策金融公庫からも職員を派遣していただき、今回は、「創業支援セミナー」を開催してもらう等の取組みを行いました。

セミナーだけの参加者も見られた他、創業支援に関する相談もありました。相談会全体の相談件数は30件にも上りました。

相談員をして感じるのは、管内にお住まいの方の相談も多くみられることです。人口の少ない所では、会員事務所への相談訪問は、他人の目も気になって気がひけたりすることもあるでしょう。しかし、そのハードルを少しずつでも低くする取組みもまた、必要なことと考えます。



現に一昨年清水町に出前講座で訪ねた際に、相談希望者を募ったところ、短時間、かつ、相談員一人での対応でしたが、3人の方からお申し出があり、ニーズの高さを感じた次第です。

「コロナ騒動」もあり、相談員の会員はマスク姿で応じていました(十勝毎日新聞の記事にもその旨触れられていました。)

※来年の「行政書士記念日相談会」は、行政書士記念日が、とかちプラザの休館日にあたることから、翌日23日(天皇誕生日)に開催する予定です。

自動車登録相談

帯広運輸支局における自動車登録無料相談会を今年も実施しました。

年度末は、自動車税に関する区切りでもあり、多くの市民が来所され、手続支援に参加の会員があたりました。



3月27日、30日、31日の3日間に合計200件の相談があり、毎日7人態勢で相談員延べ21人の会員が対応しました。

ラジオ出演

ほぼ帯広市民が聴取者としての対象となっておりますがコミュニティ放送のFM-WINGの番組に月に1度「行政書士からのお知らせ(題名未定・募集中)」として出演しております。

身近な話題を通して行政書士の存在を知ってもらいゆくゆくは利用につながることを目標にPR活動にあたっています。

今年度もさっそく4月21日に放送されました。今後も身近な話題・テーマを基に当面理事が担当していきます。会員の皆様の中で「こんなこと・あんなこと」を伝えたい・伝えてほしい方がいらしたらぜひ執行部までお知らせください。

放送日は毎月第3火曜日の午後5時15分から15分間周波数は76.1MHzです。是非お聴きいただきご意見・ご感想等をいただければと思います。

新入会員の紹介



【氏名】

深井 潤(ふかい じゅん)

【事務所所在地】

河西郡芽室町東3条南1丁目6番地5

【電話】

090-8636-3356

4月2日付けで行政書士登録させていただきました深井 潤と申します。わからない事ばかりで不安もありますが、信頼のおける事務所作りを目指しています。どうぞよろしく願いいたします。

どこまで、いつまで書けるか…

「行政書士法って」①

唐突な質問から書き出しますが、皆さんは「どうして」行政書士になろうと思いましたが、『なりたかったから』と言う方は、「なぜなりたかった」のかを思い返していただければと思います。そして、次に「どのように」して行政書士になったかです。

行政書士の試験に合格して登録された方、他の士業職種とともに登録をされた方、公務員経験から資格取得して登録された方…と様々でしょう。

どうでしょう、「なぜ・どうやって」行政書士になったか、思い出しましたか？ちなみに私は、「やりたい業務の分野で仕事が円滑に進むように。公務員経験を経てから」行政書士になりました。

私は、前記の【動機】というか【思い】が他の職種の方よりずっと、自分たちを規律する「行政書士法」の受け止め方や、法に対する温度差があるのではないかと最近思うようになりました。

行政書士の仕事の範囲は、皆さんも十分に承知していると思いますが、官公署に提出する書類作成、その他権利義務の発生・存続・変更・消滅等の意思表示を内容とする文書を本人に代わって提出すること、又は法律上若しくは社会生活上重要な利害関係のある事実関係に関する文書の作成並びにこれらの書類を官公署に提出する手続を代わって行うもので、他の法律によって制限されているもの以外は全て行政書士の仕事と、とても広いものとなっています。正直、私も資格取得してあらためて「むむむっ…」と感じたものです。

でも「書士」ゆえ、書類の作成が本体業務であり、本来業務になっていますから、まだまだ国民の負担に応えるには足りず、多くの行政書士の声を背景に12年前、聴聞・弁明の代理に関する規定が設けられました。しかし、国民の権利意識の高まりはあるものの、例えば弁護士さんではちょっと敷居が高すぎて、なかなかどうして、どうしたらという声が多かったと聞いています。弁護士さん以外の「士業」は【法律周辺職】と言われていますが、できる事には限りもあります。そうは言っても、かなりの権利義務に関する相談ニーズが国民からも行政書士からも高まってきていると感じていました。（つづく）

紙面に限りがあるので、今回はこの辺で。皆さんからのご意見等もお聞かせください。（鈴木）

参議院議員 片山さつき氏来帯！ 支部会員と懇談

2月2日(日)、日航ノースランドホテルにおいて、所属する政党メンバーの新年交歓会があり、そのゲストに、片山参議院議員が来帯するというので、同議員は行政書士でもあることから、当支部の会員とも懇談の場をとという声かけがあり、吉村北海道行政書士会名誉会長をはじめ8人が、昼食をともにしながら1時間にわたり、懇談

しました。

議員からは、内外の情勢報告・行政書士法の改正などの話があり、参加会員からは、地域特有の課題等を中心に意見が交わされ、有意義なひとときとなりました。



事務所所在地・補助者情報に変更等がありましたら、事務局までお知らせください。
また、政連加入もおまちしています。

編集後記

「コロナ騒動」。目に見えないウイルスが相手なことから、ついついあふれるデマ情報に惑わされたり、やみくもに行列(マスク購入)に並んだり、少人数なら密集ではないとか…、なかなか「正しく恐れ・正しく行動」するには程遠い状況にあります。なにせ、発生源も不明であれば、有効な治療法も特効薬も確立していません。どうか、皆さん、先の見通しが困難な厄災ではありますが、前述のように「正しく恐れ・正しく行動」するには、情報をきちんと得て、確かめるたしかな耳目が必要です。一日も早い平穏が訪れますことを祈って、5月号をお届けします。

発行日 令和2年5月27日
発行人 谷川 秀治
編集人 渡部 亮介・鈴木 政昭
発行所 北海道行政書士会十勝支部
事務局 帯広市東3条南25丁目1番地2
佐藤芳夫事務所
TEL 0155-67-1777
ホームページ <http://tokachi-gyosei.com>
印刷所 東洋株式会社